

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		安心して生でできる環境を提供することで、高齢になっても地域で安心して生活ができ、自己実現の支援ができるように入居者と職員が「こころの”わ”」を紡いでいきます。
サービスの提供内容に関する特色		要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援及び世話をを行うことにより、要支援・介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	調理に係るサービスについては委託（イフスコヘルスケア株式会社）
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	自ら実施	
	提供方法	年1回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者の金子康之です。 ②従業員に対し、定期的な虐待予防研修の機会を設けている。 ③法人として苦情相談窓口を設け苦情解決体制を整備している。 ④職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。 ⑤会議、毎日のミーティング内で都度、虐待防止のための啓発、周知を行っている。
身体的拘束		①身体拘束は原則として禁止。三原則（切迫性・日代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヵ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等への説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1ヵ月毎に行う。） ②経過観察及び記録する。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3ヵ月に1回以上、身体的拘束適正化委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。</p> <p>②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。</p> <p>③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ペースト食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		有料老人ホームつむぎ苑管理規程および居室等の使用細則の各事項を留意
その他運営に関する重要事項		入居者、同居者及び来訪者が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、つむぎ苑の良好な生活環境を確保に努める。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	なし
	夜間看護体制加算	なし
	医療機関連携加算	あり
	看取り介護加算	なし
	認知症専門ケア加算	なし
	入居継続支援加算	なし
	生活機能向上連携加算	なし
	若年性認知症入居受入加算	なし
	口腔衛生管理体制加算	なし
	退院・退去時連携加算	あり

	栄養スクリーニング加算	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) ロ あり
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) あり
	介護職員等特別処遇改善加算	(Ⅱ) あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	社会医療法人 景岳会 南大阪病院
	住所	大阪市住之江区東加賀屋1丁目18番18号
	診療科目	内科・循環器科・眼科・耳鼻科・外科・整形外科
		泌尿器科、皮膚科、人工透析、放射線科・神経内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	医療法人 慧讃会 吉田内科医院
	住所	大阪市西成区玉出中2丁目12-14
	診療科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	美濃クリニック
住所	大阪市西成区玉出中1丁目4-17	
診療科目	内科	
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	寺嶋歯科医院
	住所	大阪市西成区玉出西2-6-15
	協力内容	訪問診療
その他の場合：		

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合		
	その他の場合：		
判断基準の内容	介護量の増大により、入居者にとって安心、安全をより確保できる環境と判断できる場合、住み替えを求める場合があります。		
手続の内容	①医師、看護師、介護士、介護支援専門員等の専門職の意見を聴く。②概ね3ヵ月の観察期間を置く。③本人、身元引受人の同意を得る。		
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い	居室差額はなく、居室移動に伴い契約の変更をお願いします。契約変更により利用権は継続するものとします。		
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

（入居に関する要件）

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	中心静脈栄養管理、経管栄養等の医療管理が常時必要な場合、また認知症による周辺症状で他の入居者への迷惑行為がある場合など要相談。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合②入居者、又は事業者から解約した場合。		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ② 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月以上遅滞するとき ③ 契約居室の水光熱費を3ヶ月以上遅延し、改善をみない場合 ④ 契約書第19条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき ⑤ 当事業者の承諾なしに同居者を同居させた場合 ⑥ 専有居室の利用権の全部又は一部を他へ譲渡し、または転貸した場合 ⑦ 他の入居者とその関係者及び当事業者職員へ社会的逸脱行為（セクシャルハラスメント・暴力・暴言・窃盗など）を行った場合 ⑧ 共同生活の秩序を乱す行為または施設の品位を汚す行為、他の入居者と共同生活を営むことが不能・困難な場合	
	解約予告期間	一定の猶予期間を設け、解約通知などを書面にて行い、協議の上決定します。	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	原則として、2泊3日以内の日程で体験入居ができます。 1人1泊2日3食付（当日昼食・夕食と翌朝食）5,500円（消費税込）となります。 1人2泊3日6食付 11,000円（消費税込）となります。 ベッド・タオルなどホテル程度の備品は用意させていただきます。着替えなど身の回りの用意は各自でお願い致します。 体験入居の手続きは、事前申し込みを行ってください。その際、食事・準備品など相談します。なお、その他介護保険外サービス費用は実費負担いただきます。
入居定員	30人		
その他	特別養護老人ホーム白寿苑と連携し、介護状況を本人・家族の意向をもとに協議し、住み替えを協議します（特養入所申し込みなど相談対応を行います）。		